

函館市支所事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市規則第10号

函館市支所事務分掌規則の一部を改正する規則

函館市支所事務分掌規則（昭和52年函館市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項戸井支所市民福祉課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、第32号を削り、第33号を第31号とし、第34号を第32号とし、第35号を削り、同項第36号中「生きがい支援および生活支援」を「在宅福祉サービス」に改め、同号を同項第33号とし、同項中第37号を第34号とし、第38号から第43号までを3号ずつ繰り上げ、第44号および第45号を削り、同項第46号中「指導等」を「推進等」に改め、同号を同項第41号とし、同項中第47号を第42号とし、第48号を第43号とする。

第2条第5項恵山支所市民福祉課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第33号までを1号ずつ繰り上げ、第34号を削り、第35号を第33号とし、第36号を第34号とし、第37号を削り、同項第38号中「生きがい支援および生活支援」を「在宅福祉サービス」に改め、同号を同項第35号とし、同項中第39号を第36号とし、第40号から第49号までを3号ずつ繰り上げ、第50号を削り、同項第51号中「指導等」を「推進等」に改め、同号を同項第47号とし、同項中第52号を第48号とし、第53号を第49号とする。

第2条第6項椴法華支所市民福祉課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、第32号を削り、第33号を第31号とし、第34号を第32号とし、第35号および第36号を削り、同項第37号中「生きがい支援および生活支援」を

「在宅福祉サービス」に改め、同号を同項第 3 3 号とし、同項中第 3 8 号を第 3 4 号とし、第 3 9 号から第 4 4 号を 4 号ずつ繰り上げ、第 4 5 号を削り、同項第 4 6 号中「指導等」を「推進等」に改め、同号を同項第 4 1 号とし、同項中第 4 7 号を第 4 2 号とし、第 4 8 号を第 4 3 号とする。

第 2 条第 7 項南茅部支所市民福祉課の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 3 1 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 3 2 号を削り、第 3 3 号を第 3 1 号とし、第 3 4 号を第 3 2 号とし、第 3 5 号を削り、同項第 3 6 号中「生きがい支援および生活支援」を「在宅福祉サービス」に改め、同号を同項第 3 3 号とし、同項中第 3 7 号を第 3 4 号とし、第 3 8 号から第 4 6 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 4 7 号および第 4 8 号を削り、同項第 4 9 号中「指導等」を「推進等」に改め、同号を同項第 4 4 号とし、同項中第 5 0 号を第 4 5 号とし、第 5 1 号を第 4 6 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。